

亀岡生き物大学特別講座「亀岡星空観望会～しし座流星群を観よう」

とき 11月16日(金)
午後7時～8時30分(雨天中止)
ところ 地球環境子ども村
対象 どなたでも(ただし小・中学生には保護者の同伴が必要です)
内容 今回の星空観望会では、秋の星座について学習したあと、

実際に地球環境子ども村で、しし座流星群をみます。

定員 50人(先着順)
参加料 無料
持ち物 筆記用具、自由帳
服装 冷えますので防寒用の上着をお持ちください。
申し込み **問** 10月25日(木)から電話、FAX または電子メールで①申し込み講座名②参加者全

員の氏名(お子さんは学年も)③電話番号を記入の上、次へ
※電子メールの場合は受け付け確認の返信をします(土・日曜日、祝日休館)。
地球環境子ども村
TEL26-6100、FAX22-6372
電子メール
kodomomura@city.kameoka.lg.jp
(市民力推進課)

亀岡市被災者住宅修繕等支援事業の実施について

亀岡市では、自然災害が多発し市内で多くの方が被災されている状況を踏まえて、このたび新たに住宅修繕に係る補助制度を創設しました。

対象となる自然災害は、市内において一定規模の被害が発生した自然災害で、10月1日現在においては、次の自然災害が対象となります。

- ① 大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月18日）
- ② 台風第12号（平成30年7月28日～29日）
- ③ 台風第20号（平成30年8月23日～24日）
- ④ 台風第21号（平成30年9月4日）
- ⑤ 9月7日からの大雨（平成30年9月7日～9日）

※7月豪雨災害については、亀岡市地域再建被災者住宅等支援事業を実施しています。

対象となる世帯(次のすべての要件を満たす世帯が対象となります)

- (1) 市内の住宅に自ら居住し、全壊、大規模半壊、半壊、一部破損または床上浸水の被害を受けた世帯(住宅本体が一定以上の被害を受けた場合に限り、フェンス・ベランダ・カーポートなどは対象となりません)
- (2) 市内で住宅を建替、購入、補修、賃借して引き続き居住しようとする世帯
※貸家の所有者が行う修繕等は補助の対象となりません。
※空家や事業所などは対象となりません。
※賃借費用は半壊以上の場合に限り、

補助対象経費および補助金額

(1) 対象経費

- ① 住宅修繕経費 : 被災した住宅の建替、購入、補修などに要する経費
- ② 住宅修繕関連経費 : 被災住宅において使用されていた家電製品・家具などの修理代またはそれに代わる家電製品などの購入費用、被災住宅の清掃費など、修繕に関連して支出した経費

(2) 補助率

補助対象経費の3分の1((3)の補助限度額を上限とします)
ただし、計算の結果が10万円未満の場合は、補助対象経費が10万円以上の場合は10万円を、10万円未満の場合は補助対象経費の全額を補助します。

(3) 補助限度額

| | |
|-------------|-------|
| 全壊 | 100万円 |
| 半壊(大規模半壊) | 50万円 |
| 一部破損または床上浸水 | 10万円 |

※住宅修繕関連経費は被害程度に関わらず5万円を上限とします。

※この金額は、住宅修繕関連経費を含んだ上限額です。

申し込み **問** 市役所6階自治防災課 TEL25-5097 まで問い合わせてください。

※すでに市が現地調査を行った住宅で、補助の対象となる世帯には、11月上旬までに申請書を郵送します。
(自治防災課)